

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成31年2月14日)

〔件名〕

- 1 東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価審査の状況について
(環境立県推進課) . . . 1

生活環境部



東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価審査の状況について

平成31年2月14日
環境立県推進課

鳥取県東部広域行政管理組合が鳥取市河原町山手他において計画している可燃物処理施設整備事業については、平成25年11月に鳥取県環境影響評価条例に基づく評価書手続きが完了し、その後、未確定であった施設の詳細設計の検討に合わせ、環境影響の比較検証作業を段階的に実施してきた。

今般、施設の詳細が確定したことに伴い、2月1日付けで最終的な比較検証結果が提出され、その確認のため2月13日に鳥取県環境影響評価審査会を開催したので、概要を報告する。

1 評価書手続き完了後の事業者の対応状況

| 項目 | 事業者の対応状況 |
|------------------------|--|
| 処理方式や詳細設計決定後の環境影響の比較検証 | <ul style="list-style-type: none">・処理方式絞り込み（3方式5種類→2方式3種類）に伴う比較検証（平成26年1月提出）・処理方式決定（ストーカ方式）に伴う比較検証（平成27年11月提出）・施設の詳細確定（プラントメーカー一決定）に伴う最終的な比較検証（今回提出） |
| 周辺住民に対する情報公開 | <ul style="list-style-type: none">・住民説明会の開催、地元への進捗状況報告・広報誌「新可燃物処理施設建設だより」等の配布（河原町全戸）・地元全集落からなる協議会と協定を締結（平成28年） |
| 環境負荷の低減、事後調査計画 | <ul style="list-style-type: none">・事業実施区域の縮小、場内レイアウトの変更・設備の防音・防振対策、高効率設備の選定・協定値よりも厳しい自主管理基準による管理運営計画・事後調査計画書（平成29年9月提出） |

2 今回提出された比較検証の内容

- (1) 評価書時点で未確定であった施設の詳細設計（排ガスの温度等）が確定したことに伴うもの
 - ・大気質、騒音、振動、悪臭、水環境及び景観等に関連
- (2) 評価書手続き後の事業計画見直し（事業区域縮小等）への対応
 - ・動植物、生態系及び景観等に関連
- (3) 最新データの反映、法令改正等への対応
 - ・大気質、騒音及び振動等に関連

3 比較検証の結果

| 環境影響 | 結果（評価書時点との比較） |
|-----------------------------------|--|
| 施設の稼働による大気質及び悪臭への影響 | 1炉あたりの排出ガス量が増加したことにより、大気汚染物質の付加濃度が僅かに増加するものもあるが、概ね同程度の結果であり、環境基準等の環境保全目標を満足する結果となった。 |
| 施設の稼働による騒音及び振動への影響 | 騒音・振動レベルが増加した設備もあるが、防音・防振対策や工場棟の位置変更などにより、影響が低減される結果となった。 |
| 施設の存在による景観への影響 | 建築物規模の縮小及びレイアウト変更等により、主要な眺望点から見えにくくなり、景観への影響が低減される結果となった。 |
| 土地開発による動植物及び生態系への影響 | 事業区域縮小やレイアウト変更等により、溜池や森林の消失が一部回避されることとなり、影響が低減される結果となった。 |
| 資機材運搬車両や廃棄物収集運搬車両の走行による騒音及び振動への影響 | 河原インター線の供用等により周辺の一般交通量が増加したこともあり、騒音・振動レベルが増加する結果となったが、事業実施の影響としては、評価書時点と同様に僅かである。 |

※その他の環境影響についても、評価書時点と比較して概ね同程度又は低減される結果となった。

4 審査会での主な意見・質疑

- (委員) 事業実施区域の縮小に伴い調整池の面積が減少しているが、十分な容量が確保されているか。
→ (事業者) 30年に一度の雨量を想定して設計しており十分な容量を確保している。
- (委員) PM2.5については予測評価をしているか。
→ (事業者) 国においても予測評価技術の検討をしているが、現状は難しい。
→ (委員) 引き続き最新の知見の収集を行っていくべきである。
- (委員) 景観のフォトモニタージュは、隣接する工業団地の存在も考慮したものとなっているか。
→ (事業者) 工業団地の存在も考慮している。
- (委員) 大気汚染物質の予測について、周囲の山の影響により、通常の拡散予測では対応できない特異な条件が生じるのではないか。
→ (事業者) 過去に同様の意見をいただきおり、周囲の山の影響についても、通常の拡散予測とは別に実施している。
- (委員) 地元住民への情報公開、環境負荷低減のための最大限の努力、事後調査の実施等、これまで知事意見に述べられている事項については、引き続き対応いただきたい。

5 今後の予定

審査会からの報告を受け、知事意見を形成し事業者に通知する。

<参考／手続きの経過>

| | | |
|-------------|--------------------------|---|
| H21. 8. 17 | 方法書の提出 | ※手続開始 |
| H22. 1. 20 | 方法書に対する知事意見 | |
| H24. 3. 30 | 準備書の提出 | |
| H24. 10. 31 | 準備書に対する知事意見 | |
| H25. 1. 21 | 評価書の提出 | |
| H25. 11. 29 | 評価書に対する知事通知 | ※手続完了 「環境保全の見地からの修正の必要が認められない」 【附帯意見】 処理方式決定後の比較検証結果の報告 【留意事項】 住民意見への対応と情報公開、環境負荷の一層の低減、詳細確定後の比較検証の実施、追加の環境保全措置、事後調査の確実な実施 |
| H26. 1. 29 | 処理方式の絞り込みに伴う比較検証結果の提出 | |
| H27. 11. 27 | 処理方式の決定に伴う比較検証結果の提出 | |
| H28. 2. 19 | 処理方式の決定に伴う比較検証結果に対する知事通知 | 【留意事項】 住民意見への対応と情報公開の継続、最新知見の収集と追加のモニタリングや環境保全措置の実施、現況の環境を極力悪化させない最大限の努力、詳細確定後の比較検証の実施と評価書最終版の作成・報告、綿密な事後調査 |
| H31. 2. 1 | 施設の詳細確定に伴う比較検証結果の提出 | |
| 2. 13 | 鳥取県環境影響評価審査会の開催 | |